主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人片岡彦夫の上告趣意第一は、判例違反をいうが、所論引用の判例は本件とは事案を異に一)て適切でなく、同第二は、憲法三七条違反をいうが、その実質は量刑不当の主張であり、同第三のうち、憲法三二条違反をいう点は、原判決の認定しない事実を前提として違憲をいうものであり、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同第四は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年一一月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江里		清	葅